

天^{てん}
賦^ふ
人^{じん}
權^{けん}
論^{ろん}

馬
場
辰
猪

吳境辰燭著

人の種類、天地の方位、自然の起る所の故、一乃此
せにたりしや、之を以て破するのこそして
之に我は辨明、之を以て疑は実力といふ人おし
て其方々にいふす。苟な即ち專制政府の爲なり
て、之に「益而害」へんべし、之を以てせざるは佛土の道勢
十六世の爲すに當りてなり、試りて手書む
て、之を以て目的と爲す。天地自然の正則と爲し、天
地人種及び環境す。斯の或は法律を制し、或は其

人の權利は天賦なり、自然に起るものと説いた
び世に起りしより、之に抗し之を毀するもの一
にして足らず、或は辯論を以てし或は實力を以
てす、而して其の實力を以てする者は即ち專制
政府の官吏にして、遠くは羅馬帝ベスパシアン
より近きは佛王路易十六世に至るまで皆然らざ
るはなく、孰れも平等自由を以て目的と爲す、
天地自然の定則を農如し天賦人權説を援滅する
爲め、或は法律を制し或は兵馬の力を用ひた
りと雖も、奈何せん自然定期のある所專制政

又た精論を振ひ、理論を以て往々、此天賦人權説を駁撃せし學者、古今其人に乏しからず、往時に溯つて之を尋ねれば、マチャベリー及びホーブス等の如きを以て其最とし、又近時にあつてはペンサム及びオースチン氏の如き即ち是なり、而して某々の如きは今姑く措て論ぜず、先づペンサム及びオースチン氏に就て論ぜん、ペンサム氏曰く、天賦人權の説は論理の結局の目的と爲すに足らず、何となれば實利に據て判斷するに、平等自由は唯だ人間の最大目的なる幸福を求むるの方便にして、決して其目的とする所の者にあらざればなりと、然りと雖も今日人間社會の組織を觀察すれば、自由と幸福とは

(530)

も是は唯だ主治者の命令なる法律を基とし論じたるものなれば、假令現行の法律自然の道理に反するも、法律となるからには有效なるは勿論のことにして怪むに足らず、然りと雖も若しフラックスストーン氏をして自然の道理に反したる法律は無効となるべき筈のものなりと云はしめなば、オースチン氏も亦異論なかるべし、故に理論上より論じ来るも人の權利は天賦なり、自然に起因すとの説に就て直接の反對はなかるべき筈なり、然るに近時本邦に於て一の反對論者あり、之を駁せんが爲め人權新説と題する一書を著したり、此書の出るや世上の辯士論客往々之を評論するもの鮮からず、然り而して今此書をして唯一個の書生が奇を好み新を競ひしより著述せし者ならしめば、余は敢て之を問はざるなり、又世塵を避け山谷に遁れ獨樂む隱者の著述せし者なれば、迂闊にして世事に通ぜざるは固より當然にして敢て責むるに足らず、將た世の俗吏が一時政略上の爲めに之を著したるならんか、此の如き卑劣の策略を以て人心を籠絡し得べきものにあらざれば、余は又唯だ之を一笑に附し去らんのみ、然るに今其著者に於ては然らず、一個の書生にあらず、隱者にあらず、又俗吏にもあらず、世人の目して

通観達識の學士と爲し、殊に當時は辱くも我々聖文武天皇陛下下の微慮により特選せられて大學の總理に任ぜられたる加藤弘之君なり、今君の如き人にして此著あり、或は一時影響を世間に及ぼすことなきを保すべからず、是れ余の之を默々に付すること能はず、敢て一言を呈せんと欲する所以なり、元來進化主義と云ひ天賦人權説と云ひ、實に重大なる問題にして頗る精密の考案を要するものなれば、若し之を論辯せんと欲せば殆ど一大書冊にも至るべき筈なるに、今此の人權新説の如き唯片々たる一小冊子にして、其議論の粗略なる實に讀者をして驚愕に堪へざらしむ、然り而して今先づ其の順序を擧ぐれば第一に妄想説の有害を説き、而して天賦人權説の如きも其妄想中の一に居るものとして一概に之を排撃し、次に權利進歩の狀況を説き、最後の結論に於て容易に權利を伸擧するを不可となし、且つ今日我邦民權家の主張する所は皆冥想臆測なり、急躁過激なりと斷言せられたり、凡そ學者の事物を論辯するに方てや、先づ初めに其理由を説き、次に例を擧げて實を證し、然る後始めて之れが是非曲直を斷定せざる可らず、故に自然の確證を擧げて實理を研究せんとするの學

者は必らず皆此の規矩に従ふを以て常とす、然るに今著者の如きは然らず、唐突にも理由を説かず確證を示さず、漫りに臆測妄斷を以て一概に妄想説は有害無益なり、天賦人權なる者は決して實存する者にあらずと斷言したり、何ぞ議論をなすの容易にして且つ輕躁なるや、夫れ天賦人權は決して妄想に非ず、然りと雖も今假りに一步を譲りて之を妄想とするも、凡ての妄想は果して悉く人間社會に有害なるや否やを論じ、然る後著者の論説は能く古來の事實に適合するや否やを判決せんと欲す、試に看よ、天文学の如き其の極々の最初に溯つて之を視れば、太古蒙昧なる亞利比亞人の間に星辰の異變に因り人生の吉凶を卜すと云ふ一種の占星説行はれ、爲めに人々星の運行に注意せしより遂に天文学を發明するに至れり、現に一千七百七十年頃日耳曼の天文学者ケプラー氏の如きも、幾分か此の説の力に藉て天文学の研究をなせりと云ふ、故に今日の天文学も其始めに溯れば全く占星學の力に由りて起りし者と謂はざる可らず、舍密學の如きも亦然り、其始めは亞利比亞及び埃及地方の人民等が諸金屬を鍛錬して黄金と爲さんと欲し、種々の物品を鍊化せしより、遂に一種の結果を發生し爲めに密

舍學の端緒を開くに至れり、其の後紀元千二百三十四年の頃に於て、レーモンドリウレー及びグローパー氏の徒輩出し、此の端緒に續て種々の藥品を發明するに至れりと云ふ、然らば則ち今日完全に至りたる天文密兩學の如きも其始めは皆此の妄想説に基したるものなりと謂はざる可らず、然るに著者は此れを是れ察せずして一概に妄想説を排撃し去り、妄想説は必ず社會の安寧を妨げ人生の幸福を害するが如く視做せり、著者の如きは妄想の害あることを知りて其の利益あるを知らず、噫何ぞ眼孔偏小にして其一を知つて未だ其二を知らざるの甚しきや、更に又一步を進めて之れを論すれば、著者が議論の精神なる達賓氏の進化論の如きも、其の始めは一個の妄想説より出でたる者也、抑も達賓氏が進化主義を發見せし蓋脇を尋ぬるに、(達賓氏の進化説を駁すと題せる無名氏の著書に據る) 一千七百年代に於て達賓氏の親族中にエラスマス・ダーウ井ンと云ふ人あり、此人元來醫を業とし兼て詩を能くす、最も本草學に長ぜり、故に常に閑に乗じて詩を賦し華夢の斜めに開くは胡蝶の飛ぶに似たり、樹枝の横に臥すは野獸の躍るに類す抔と形容せしを、達賓

氏は幼少の頃より之を聞き習ひ、動植物の互に相因縁して進化するの關係を悟り之が穿鑿を始め、終に進化説を著述するに至れり、其他今日の語學の如きも其始めを尋ねれば、獨逸の詩家が歐羅巴の言語と印度の言語との關係を詠じたる詩に藉つて遂に大成を致せし者なりと云ふ、スペンサー氏嘗て曰く、凡そ想像は確説の基礎となる者なりと、然れば即ち進化の主義に據て之を考ふれば人間社會の事物は概ね始めより完全なる者あることなく、亦動植物の如きも其始めは極めて不完全なる者にして、漸々其進化するに隨ひ形體を具し然る後始めて完備するものなり、思想上のこと雖も亦然り、其始めは朦朧たる妄想説に起り、進化して上達し、終に確乎たる一大正論に至るものなりと謂はざる可らず、果して然らば著者が天上天下無二獨尊と尊信する進化説の如きも、要するに又著者が稱して妄想となす者より出でし者なるべし、然るに之を是れ察せずして妄想は國家の大計を誤り人生の幸福を害する者なりと云ひ、而して自己が尊信する進化主義は何れの者より發見せしかを問はず、妄想の二字は著者却て自ら之を甘受し得可なり、著者は其第二條に於て痛く天賦人權説を懐論

し、自由自治若くは平等均一の權利なる語を示す爲め諸外國の原語を引證したるは誠に煩勞の至りと云ふべし、然れども其殊更に引證せられし原語中に誤謬あれば、余は本意ならずも之を摘出し其謬點を正さざる可らず、佛語にて人間の權利と云ふ語は左の如く記する者なりと聞く、Droits De l'Homme、然るに今著者が引證せる佛語を視れば Droits (下 Droit) を變じて「一」となしたり、又著者が引證せる人權と云ふ佛語即ち Droits et Humains の間に句讀を設けたるは果して何等の意味なるか、余が聞く處に據れば此くの如き者は決して正當なる綴字法と云ふ能はざる也、元來斯くの如き字句の間に關し其誤謬を指斥するは余の甚だ屑よしとせざる所なれども、苟も一國大學の總理たる者にして書を著さんとするときは十分の精確を要すべきに、却て斯の如き杜撰あれば不本意ながらも茲に一言を附せざるを得ざるなり、著者が天賦人權説の起原を説くや、誠に奇怪なる説のみ多くして余は殆んど之れを辯駁するに堪へず、然れども誤謬を正し眞正に歸せしむるは學者の任なれば、余は止むを得ず聊か其謬點を摘示すべし、著者が其の著書第三條に於て

『羅馬の興るに及んでも猶未だ天賦人權主義の生ずるに至らざりしが、紀元後に及び彼の有名な烏爾比安氏が始めて人は皆生れながらにして平等の權利と及び自由の權利とを有すと云へる主義を講述せり』と云々、其他釋迦や耶蘇の説を引證して、人は皆貴賤貧富の別なく或は來世に涉り或は上帝に對し平等の權利を有するものなりと云ひしも、未だ確實なるものに非らずと述べられたり、耶蘇釋迦の事は姑く措て論ぜず、獨り烏爾比安氏を以て平等權利自由權利の新主義を講述せし鼻祖なりと云ふに至ては、實に蘇滿千載と謂ふべきなり、抑も希臘の「ストイック」哲學史に據れば、「ストイック」とは玄關のことなり、希臘に於てゼノ氏が自然説を主張するに當り、我邦の玄關前に類する所にて講述せしより、爾來ゼノ氏の説を奉ずる派を稱して「ストイック」哲學派と云ふ」紀元前二百六十三年の頃希臘にゼノと呼ぶ人あり、此の人や大に自然主義を主張し、『人間の自然に従て生活するは即ち人生の目的なり、自然の感覺は極めて至公至平なり、之を詳言すれば人間の自然に欲望するは必ず其自己の利益を謀りて禍害を避くるの例きを顯はす者なり、例へば赤子の母を見て喜び見慣

れざる者を視て恐るゝ如きは、蓋し母は己れを撫育する者にして、其見慣れざるものは己れを害するあらんかの感覺を惹き起すに因るなるべし、必竟するに此の如き感覺を起す所以のものは、其身を保護し其禍害を避くるに在り、是れ上天より賦與されたる自然の良心より起るものと謂ふべし、草木の如きも亦然り、草木の暖氣の方に向て枝を長じ、水氣の在る處に向て根を長ずるが如き、人爲を施さざるも必ず斯くの如くに趨く者は、自然に自己の生活を保つ爲めに出づるものなり、智識の上に於ても、小兒が新奇の事を聞き新奇の物を視んと欲し、即ち眞正の道理を知り智識を擴張せんと欲するは天地自然の賦性に出づるものと謂はざる可からざるなり』と言ひ、五十二年間アゼンに於て門徒を集め終始一の如く大に此の主義を教授したりしが、其後紀元前百三十六年頃より此の學派を奉ずるの徒其説を羅馬に移し、彼の有名なシセロ氏も大に此説を主張したるより、羅馬の法律家も亦之を學び、遂に紀元後二百二十八年比に及び此の主義甚だ盛昌なるに至れり、又羅馬に於て烏爾比安氏の未だ出でざる前即ち紀元後七十九年ベスパシヤンの帝の代に於て、デミストリヤスの如き「ストイック」哲學

を奉ずる人々大に此の説を主張して政事上の自由を求め、其の政府に抵抗するに至れり、是に依て之を視れば、自由平等の説は烏爾比安氏の創始に非らずしてデミストリヤスの時に行はれ、デミストリヤスの時に起るに非らずして、蚤く紀元前二百六十三年頃希臘のゼノ氏の時に發生せしと謂はざる可らず、然るに著者は其の本源を忘れて其の末流を逐ふ、何ぞ其の考證の誤れるや、著者は又更に誤謬を重ね、「西暦一千五六百年の頃に及び一種性法學派なるもの起り、爾後志氏哈比氏布番多氏等其の碩學専ら之を主張し、凡そ人生の法は全く人の天性に淵源し、人の權利は全く造化の賦與に出づる所以を論ぜしが、遂に此學派より古來未曾有の妄想論者を産出することになりけり」云々と大層らしくも説き出されたり、西暦二百二十八年頃に於て烏爾比安氏の如きは業に已に此の主義即ち性法説を主張したことは前にも述ぶるが如し、然れども余は猶其議論を確定せんが爲めに左の一例を示すべし、紀元後五百年頃羅馬のデカステニアン帝が編纂したる羅馬律編纂書第一卷第二章中烏爾比安氏の説を掲ぐる左の如し、
Jus na urile est, quod natura omnia uni-

malis deont: nam j s iatid non humani
Generis proprim est, sed omnium anima-
rum quae in coelo, quae in terra, quae in
mari nascuntur.

之を英語に譯すれば即ち

The law of nature is that law which na-
ture teaches to all animals. For this law
does not belong exclusively to the human
race, but belongs to all animals, whether of
the earth, the air, or the water.

なり、之を我が邦語に譯せば「自然法なる者は
自然が凡て動物に教ふる所の法律なり、此の法
律は獨り人類に屬するのみならず、凡そ地上、
水中、空中に生活する動物は皆此の法律の支配
する所のものなり」と云ふに在り、なれば性法
學派の淵源は紀元二百年頃に於て業に已に羅馬
に發生したるを視る可し、之れを是れ顧みず、
性法學派は西曆千五六百年代に於て始めて起
りしものなりと斷言するは誠に驚く可き謬見
と謂ふべし、

且つ著者は其の第四條に於て痛く蘆駭を排斥
し、佛國千七百九十三年の革命は世間に天赋人
權説の信用を得たるに原因せしものゝ如くに斷
言せり、是れ亦觀察の適當を得たるものと謂

ふ可らざるなり、蘆駭の説は固より完全無缺
の者と謂ふ可らざるは余も亦之を信ずと雖も、
蘆駭の爲めに佛國の大革命を惹起せしと爲すに
至りては原因と結果とを混同したるものと云は
ざるを得ず、試みに看よ、上に明君賢相あり
て寛大自由の政を布き、人民跋扈を壊して泰
平を樂むの時に當れば、如何なる悖戾の主義
を唱道する者ありと雖も決して勢力を世間に
逞くすること能はず、苟も然らず、政令民
心に背逆し一國瓦解せんとする時に於ては、天
賦人權の説なしと雖も其の滅亡を免るゝこと
能はざるや必せり、桀紂秦皇及び隋の煬帝の如
き人權等説の爲めに其舊物を失ひしに非ら
ず、一二の英雄豪傑が民怨に乗じて奮起し之れ
に由て革命を成就せしに外ならざるなり、若
し當時佛國に於て政令法律其宜きを得、人民の自
由幸福を完うし政府に憤怒することなからしめ
ば、百の蘆駭ありと雖も決して民心を激動する
能はず、之を要するに蘆駭は當時の弊政に憤懣
して自由平等説を唱へ、其國人は著者の云へ
るが如く如何にも專制抑壓に苦む時なれば、一
時に之に風靡し遂に勢力を政事上に及ぼすに
至りしのみ、然らば何ぞ革命の原因を以て獨り
蘆駭の民約論に歸するを得んや、凡そ學者の事

を論ずるや前後の事情を比照し、普く事實に
就て原因の在る所を搜索し、以て之が結論をな
すべき筈なるに、著者の如きは事茲に出でず容
易に之れが判斷を下し、佛國の革命は天赋人權
主義の妄想に出でしと云ふに至ては、學者に
不似合なる議論と謂ふべし、余の見る所を以て
するに、佛國の革命は人民が進化主義に従つて
自然の活動を爲さんと欲する際に方り、政府
は却て之を抑壓して自然の進化を防遏せんとし
たるより發生したる結果なりと謂はざる可ら
ず、元來人間の自然に進化して權利の平等を
熱望し自由權利の伸暢を企圖する場合に臨め
ば、政府は必ず其の世間の風潮に従うて轉化
せざるを得ず、是れ則ち優勝劣敗生存競争
の法則たり、然るに著者の如きは人力を以て強
て世間の風潮を抑遏するの危険なるを知らず、
自ら進化の主義を説きながら却て進化の主義を
辨ぜざる此くの如し、亦憫むべきに至りならず
や、
第六條以下第十五條に至るの間は萬物自然進歩
の狀況を説きたるものにして、即ち歐洲諸學
士の進化説を直譯せしものに過ぎざれば、余は
敢て之を論ずるを要せず、直ちに進んで第十六
條に就て論駁する所あるべし、

古今の經驗に據れば社會の動植物は皆生存競爭優勝劣敗の定則ありて、總ての動植物は決して此の定則の外に出づる能はず、故にバヂホット氏の如きも此優勝劣敗の説を唱道して曰く、『古今各國の人民が戰爭するに當り、互に自己の勢力を強大ならしめんが爲め或は武器を精練にし或は身體を強壯にし、又從て種々の工夫を逞らし、爲めに大に智識を發達せり、又甲乙兩國の戰爭を開き、若し甲國人民の勝を得て乙國を奪ひしときは、甲乙異種の相婚嫁するよりして人種の改良を促せしが如きは皆此の進化主義に従ひたるものなり』云々と、而して現に著者の如きも亦大に此の進化主義を主張せられ、其の書中に於ても優勝劣敗は永世不易の自然の規律にして、即ち萬物法の一大定規なりと斷言せられたり、是を以て之を觀れば、世界の動植物は必ず此の生存競爭優勝劣敗の天數を免るゝ能はざる者なり、然るに著者は奇怪にも第十七條中に於て、此進化主義中良正のものと不良性のものとを區別し、『吾人人類精神上の優勝劣敗は決して悉く良正の性質を有するものに非ざるのみならず、或は大に邪惡のものあり』云々と述べられたり、是れ果して如何なる理由に基きて然るものなるか、

元來進化主義なる者は優等者が勝を獲て劣等者を制し、所謂優勝劣敗して進化するの謂にして、是れ固より天然上より認許する所のものなり、然らば則ち斯かる競爭の世界に於て此競爭は良正にして彼の競爭は不良正の者なりと區別するも果して何の益か之れ有らん、故に余を以て之を視れば、社會の改良進歩を害する者は寧ろ進化主義の良正不良正に由るに非ずして、人爲を以て自然の優勝劣敗の活動を妨害せんと欲するより起る結果と謂はざるを得ず、古來謬妄なる政事家が社會の進歩に抵抗するの政略を行ひ、之が爲めに上下の軋轢を惹き起したるの例は世に鮮なしとせず、是れ皆人民の自然に生存競爭せんと企圖するの際に於て、強て人力を以て之れを防遏せんと企てたるより起る現象に過ぎざるなり、此れを是れ察せずして、進化中に良正の生存競爭あり不良正の生存競爭あり、將た邪惡なる優勝劣敗ありと云ふに至ては、不思議千萬の斷定と謂ふべし、若し斷然と其正邪を區別し得るの基礎あらば、請ふ幸に明示を咨む勿れ、更に眼を轉じて第十六條を視れば、著者は『歐州今日の上等平民は概して智識才能德義品行學藝財產農工商業等の淵藪とも云ふべき者に

して、國家の元氣は専ら此種族に存し社會の輿論習俗は専ら此種族より出づる者なり、此種族は中古の封建割據を壞り、貴族僧徒の擅恣抑壓を制し、人民の自由自治を創始し、邦國の秩序を保護し、進歩を誘導し、社會の德義品行を矯正し、學藝農工商業を振興せしものなれば、歐洲今日の開明は蓋し多くは此種族の賜なり』云々と説かれたり、古今學者の事を論ずるや往々實際に疎く事實に違ふ者なきに非ず、蓋し著者の如きも亦歐洲今日の實況を知らざるより此の謬見を生ずるに至りしならん、試に問はん、著者が歐洲今日の上等平民とは果して如何なる種族を指すか、英國の貴族僧徒の如きものを云ふか、蓋し然らざるべし、何となれば著者既に第十六條に於て、歐洲今日の上等平民は中古に於て封建割據を壞り貴族僧徒の擅恣抑壓を制し自由自治の基礎を創始す云々と述べたる上からは、則ち此上等平民とは無論英國の中等平民の如き者を稱するならん、若し然りとせば著者の説の如きは大に其の實際と相反するものあるを以て、余は茲に英國の一例を舉示すべし、英國に於て中等平民と稱する者は所謂政事上の權利を有する者にして、其の政事上の權利を定むるが如きは僅かに十二磅の價值ある

土地若くは家を有し、或はこれと同様の價ある土地若くは家を借る者は、昔國會議場に出席する代議士を選擧するの權を有する者なり、英金十二磅は僅に我金貨六十圓許に過ぎざる也、而ても之を彼我物價の權衡に比較すれば一磅は我一圓許に相當すべし、我邦の下の人民にても苟も一家を有する者の土地家を併算せば必ず十二圓の價に下らざるべし、我邦の下の人民に比すべきものを指して歐洲の上等平民と謂ひ、歐洲今日の上等平民は概して智識あり才能あり學藝ありて品行方正なる農商工業等の淵藪なりと爲す、亦奇と謂ふべし、實際此等の人民中には隨分不學無識の者もあり、品行汚穢の者もあり、何ぞ之を一概して品行方正智識才能共に完全なる人民と云ふを得んや、良しや一步を譲り之を完全なる人民と爲すも、著者の言は到底正鵠を得たる者に非らず、何となれば著者が其第十七條に掲ぐる所に據れば、曰く『我邦近日の有様を以て視れば、士族一般の勢力は日に衰耗して、今日に至りては士族若くは平民中より出でたる少年客氣の輩、若くは急驟、過激の徒、妄に權力を貪り良民を煽動して社會を壓倒せんと欲するが如し、此輩多くは學識廣博なるに非らず、財産富裕なるに非らず、世故に練熟せるに非らず、品行良正なるに非らずして妄に此くの如き大事を謀り、以て人民を誤らんとす、國家の大害蓋し之より大なるものは有らざるなり』云々と、前條に於ては歐洲今日の人民は中古封建制據を壞り、貴族僧徒の擅態抑壓を制し、人民の自由自治を創始し云々と贊稱しながら、本條に於ては即て我が國民を排斥する此くの如し、其意果して何くに在るか、夫れ歐洲中古の人民が進んで今日の地位を占め、且つ一國文明の精神とも稱すべき者となりしは果して如何なる理由に原因するか、是れ所謂自然主義の天然法に則り、互に生存競爭して遂に封建政治の暴横を壞り、貴族僧徒の專恣を矯正したるに因るに非らずして何ぞや、要するに著者が所謂進化主義に適合したるものと云はざる可らざるなり、左れば從來我邦に於て政權を占有し來たりし士族は既に其勢力を失ひ、而して人民奮て生存競爭の主義に則り、舊來の弊政を矯正して善美なる政體制度を設立し、以て是より上等人民たるの位置を占有せんとするの情態は、恰も中古の歐洲平民が封建制據を壞り貴族僧徒の擅態抑壓を制したると一般の有様なりと謂はざる可らざるなり、均く是れ進化主義に出づる者にして、歐洲に在

つては是なりと云ひ、我邦に在つては非なりと云ふ、自家撞着たる然れか茲より甚しからん、若し著者をして歐洲封建中古の世に在らしめ、著者が今日に贊美する所の封建制度を壞り、貴族僧徒の擅態を制したる人民の行爲の如きも、亦之を不可として排斥せらるゝならん、果して斯の如くなれば進化主義の主意は其れ何に在るか、更に一步を進めて之を論ずれば、著者は痛く我邦今日の民權家を排斥して、『此輩多くは學識廣博なるに非らず、財産富有なるに非らず、世故に練熟せず品行方正ならず云々と、如何にも傍若無人に説き出されたり、是れは著者が獨りに掲げられたる夫の歐洲中古の封建制據を壞り貴族僧徒の擅態抑壓を制したるの種類に比較しての立論ならんと信ずれば、余も亦學識廣博世故熟練品行良正の點に付現今我が國民の狀態を歐洲中古の人民に比較して其優劣を定め、著者が議論の當否を判別せんと欲すれども、之を爲すの前に於て豫め著者が所謂中古なる者は如何なる時代を指すかを問はざる可らず、史家の説に據れば、中古とは羅馬帝國の亡びしより土耳古人がコンスタンチノープルを略奪せし迄の時代なりと云ひ、或は羅馬の滅亡に就きし

（536）

より歐洲諸國に於て宗教改革の時限に至ると云ひ、或は又其時より米國發見の日迄を指し、或は又活字發明の時代迄なりとす、而して又ハラム氏の説に據れば、紀元後四百八十六年クロビウス王が佛蘭西王國を創始せしより、千四百九十五年佛王チャールス八世が伊太利亞のネーブルを略取せし迄を限りとす、歴史家が中古の說に就て異同ある概ね此くの如くして、紀元後三四百年頃より同千四五百年に至り其間殆んど一千年に跨り、然れども此等數種の說に據て視れば、此年代は皆貴族僧侶の平民と軋轢競争せし時代にして、其封建制據の倒れしは則ち此の時代の終尾に在り、而して此の中古と稱する時代に就き其情況如何なりしかを述べんに、其の始めの程は殊に蒙昧に屬せしを以て、或る史家は其の最初の年代を評して暗黒世界と稱せり、其後平民等が貴族僧侶の專横を制止するの時代に至りても、國中中等人民なるもの無く、唯貴族僧侶と下等平民のみなりき、左ればにや學問の如きも至て開けず、偶々力食すること無く學事に従事して下等平民等と伍を異にする者有るときは、世人は頗る之を怪み魔術を施すものなりとして、却て之を苦境に陥れ、種々の拷問を爲すの有様あり、故に當時の人民

は上等社會と云ふもの雖も、猶ほ日記を誌し書狀を認め得る者の如きは殊に稀なりしことは諸國の歴史に散見する所なり、然らば當時歐洲人民の智識の開發せざることは此の一端を以て其他を推知するに足るべし、然るに眼を轉じて我邦現今の有様を見るに、勞力社會と雖も日記を誌し書狀を認め得る者は決して鮮少ならず、殊に中等社會に立ち民權を唱へ自由を説くの士に至りては、皆相當の教育を受け相當の智識を具へ略ぼ内外の事情に通達する者なり、然れば即ち之を封建政治を破却せし歐洲中古の人民に比較せば、其智識才能の長ずること素より日を同うして語る可らず、之れを是れ顧みず、一方に於ては口を極めて歐洲中古の人民を贊美しながら、一方に於ては我が國民を罵詈して無學無識なりと云ふ、諱らず著者は何の據る所有つて此くの如き比較を爲し、此くの如き斷定を下したるものか、苟も然らずして著者の民權家を卑視したるは、人民と官吏社會との比較に出でんとせんか、余は益々之れを駭々に附する能はざるなり、今日の政府は誠に賢才の淵藪なるべきも、學識を以て之れを論するに至つては容易に著者の説を賛成する能はざるなり、試みに思へ、財務を理むる人々は皆經濟學

を以て世に知られし人なるか、法律を司どる人々は皆法學專門の大家先生なるか、而して今日民間に於て民權自由を説くの士學識廣博なるもの決して其人なしと謂ふべからず、若し單に學識の二字に就て之れを言へば、不肖余の如きものすらも敢て多く今日の肉食者に譲らざる所あるを信するなり、又民間に在る志士にして富裕を以て聞ゆる者亦殆んど屈指に暇あらず、唯だ月給に衣食して一時の豪華を競ふの士果して幾許の財産有るや、一朝官を去るに及では清貧の君子と爲るは猶少く多くは喪家の狗の如き窮鬼のみ、而して又簿書に長じ刀筆に慣るゝは俗吏の業のみ、社會の大勢を觀察するの慧眼ある者に非ずんば之を稱して世故に練熟すると謂ふに足らざるなり、殊に其の今日民間に在る志士を一概して品行方正ならずと爲すに至つては誠に驚くべき妄斷と云はざる可らず、事實を擧げず證據を示さず、惡名を以て天下の士に加ふ、豈是れ學者の口より發すべき言論ならんや、故に余は喋々之を論駁するを欲せず、若し著者にして偏頗の意見を止め公平の思想を以て内に自ら反省せば庶幾くは其の慙る所あるに至るべきなり、又其末段に至り、平民中財産に富で稍々豪農富商の稱を得るに足る者なきに非

ざるも、多くは不學無識にして淺近の事理をも解すること能はざる者のみなり、是を以て是等の輩敢て社會の權力を占有する能はざるのみならず、却て動もすれば彼少年客氣の輩急驟過激の徒に煽動せられて遂に事を誤まるに至らんとすと云ふに至つては、多數の平民社會を目して半文錢にも當らざる者と爲すものなり、誠に失言の極と謂ふべし、之を要するに、著者は歴史上の事實を辨ぜずして誤謬の説を吐くのみならず、社會今日の現象を視るに於ても亦公平の觀察を失ひ、濫りに大言を吐いて民間に在る者を罵詈し、揚々として得色あり、余は著者が貴重なる學士^{あがた}の地位を占めながら、此くの如き輕易の論斷を爲すを惜まざるを得ざる也、余は既に著者が引證の不完全なると、其の觀察の誤謬とを指摘して逐一之れを辯破したり、去れば著者と雖も自己の著書に意外の誤謬有ると不適當の觀察を下せしことを發見し、爲めに悔悟する所あるならん、然れども余は猶進んで其最も甚だしき謬點を正さざる可らず、先づ第十八條に掲ぐる所の大意を舉ぐれば、曰く「吾人人類世界は實に千種萬類の競争を以て組織せる一大修羅場と云ふも可なる者に於て、此一大修羅場に在りては必らず體質心性

に於て遺傳と變化の優良なる者が遂に捷を獲て其劣惡なる者を倒し、以て之を制するを得るは彼の動物植物世界と全く異なる所あらずして、此事たる實に永世不易なる萬物法の一大定規と云ふべきなり云々、又曰く「然るに妄想論者の妄に天賦人權説を説くは宛も昔日加里勞牛頓等諸氏が天體地球の實理を發見せし時に方り、僧徒等が猶天動地靜の妄想説を主張して明々白々爭ふべからざるの實理に抗したると一般なり、余を以て之を視れば天賦人權主義は猶蜃氣樓の如し、人をして一時其の奇を悦ばしめしも、既に消散滅盡の時到来り云々と、余は茲に至て著者が謬點の根柢を見出したり、謬點の根柢とは何ぞや、曰く天賦人權主義は蜃氣樓の如しと斷言したる者即ち是れなり、抑も天下の事物は鹵蒙滅裂にして毫も一定の規則無き者なるか、決して然らず、宇宙間には自然の定規在りて、天下の事物は皆此定規に従はざる者なし、而して其自然の定規とは何ぞや、曰く萬物の世界に生ずるや必ず一定の自然力あつて、天下萬物皆力に因つて生ぜざる者あらず、例へば風の起るは空氣の力に因り、華葉の茂生するは草木發動の力に因り、人間の活動するは自然の生活力に依るが如し、此等數種の作用

は各々其の形態を異にすと雖も、然れども之れが根原に遡りて細かに觀察すれば、皆一定の力有りて其力に歸納せざるもの無し、試に思へば汽船の運轉するは其の器械の發動力に因り、器械の發動は蒸氣の膨脹力に發し、蒸氣の膨脹は石炭の熱力に出で、石炭は則ち曾て太陽の熱光を植物に注射し、其植物の地中に埋没し數千年の久しきを經て變生したるものなり、故に其の汽船の運轉し器械の發動し蒸氣の沸騰し石炭の生出するも、極めて其の最初に遡れば自然に生じたる太陽の力に歸するものなりと謂はざる可らず、而して人間の此の世に生活するも亦此の理に外ならず、人の家を構造するが如きは人間の腦力の發動に由り、其の腦力の發動は生活力に基き、其の生活力は滋養力に出で、其の滋養力は植物の力に起り、其の植物は太陽の熱力に發起するものなり、故に其の人間の家を構造するが如き、腦力の發動するが如き、滋養物の發生するが如き、植物の生育するが如き等、能く其の根原を尋ねれば亦皆是れ太陽の力より起因せざるは無し、然らば則ち天下事物の根原たる自然力なるものゝ作用は實に千變萬化にして殆んど端倪すべからざるが如しと雖も、其の根本とする力に

至つては毫も消滅死廢に屬するものに非らず、理學家の所謂元素無盡の説は則ち此の理に外ならざるなり、然り而して其の根本たる自然力なるものは未だ世界に存在し、其の分子の無盡なるのみならず、花卉となりては美麗ならんと欲し、葉實となりては成熟せんと欲し、水となりては流動せんと欲し、熱となりては膨脹せんと欲し、以て各々其の保持する所の性質を發揮して、其の目的を達せんとするの傾向あるものなり、余は既に天下の事物は皆自然定規の活動力に由て作用を爲し、且つ其の活動力は終始無盡にして消滅せざるのみならず、各々其の變形變性の際に於ても亦其の己れが保有する所の本性を顯はし、十分に其の目的を達せんとするの傾向ある者たるを辯明したり、左れば猶茲に一步を進めて其の變形變性の際に於て必ず一定不變の定規あることを辯説すべし、試みに看よ、茲に一樣の製造に係る甲乙の砲銃あらんに、同量の火藥に同量の砲丸を盛り、而して空氣の抵抗力若くは其他の事情も亦同一なる時に於て之れを放發せば、甲乙共に同様の距離に達すべし、又茲に同一の製造に係る甲乙の鼎に同一同様の水量を盛り、又之に同様の熱度を與ふる時は、甲乙共に同時に同様の有様を以て沸騰すべし、是れ果して何等の理由に原因するかと尋ねれば、是れ即ち自然法の定規の相一致するに外ならざる也、之れと同じく、自然法に出る活動力の進行に於ても亦必ず一定の方向有るものなり、其方向とは何ぞや、曰く物の進行するや其最ひ妨礙鮮き地に向つて進行する是れなり、例へば樹木の其根を長ずるや、或は瓦礫に遇へば其瓦礫の少なき地に赴き、或は乾燥なる處に至れば更に轉じて水氣の在る所に向ひ、又種々の妨礙物に遭へば其間隙の在る所を求めて長ずるが如き、其狀猶動物社會と一般なる有様なるに非ずや、人亦實に此くの如し、噲へば人有りて枝上の葉を摘まんとするときは必ず其之を取るに最も便利なる手段を用ふるならん、此等數種の者各々相異なると雖も可成的障得を避け、可成的平易の處に就くに至ては皆一なり、是れ即ち避難就易の定規と謂はずいて將た何とか謂はん、

夫れ斯の如くなるが故に人類社會の運行も亦常に此くの如き者なり、噲へば野蠻人が水草を逐て轉住するの際に於て、東方には大敵野を蔽ひ西方には大河の横るあり、北方には峻山峨峨として上ぼる可らず、獨り南方のみ、是れ鮮き時は必ず南方に向うて奔るならん、是れ

人間なる者は必ず自然の生存を求めんと欲するの性あるに因るなり、然るに間々危險の地に陥り非常の災害に遭遇するものあるは他なし、智識經驗の乏しきより或は其危険なるを知らずして其害に陥り、或は利害の比較を知らず誤つて失敗を招くに外ならず、是れ人間の自然に有する所の性質にあらずして唯だ人間の誤りに出でたる奇禍と謂はざる可からざる也、斯の如く論じ來れば、(第一)宇宙の萬物は不滅の自然力に由りて生じたるものなること、而して人類も他の動植物と共に此の自然の變化力より生じたる現象に外ならざること、(第二)既に變化して人間たるの現象を現はしたる以上は必ず其目的を達せんと欲すること、他の動植物に異なることあるに非ざること、(第三)其目的を達すべき道理に於ては何れの邦國の人民と雖も必ず相一致すること、(第四)其目的を達するに就て運動する所の方法は常に障得の最も少き地に向て進行せんことを求むる者なることは已に明々白々なるに非ずや、前段説く所の如きは獨り有形上の事物に止らず、人類無形の精神上或は道德上に於ても亦必ず此くの如き者なり、茲に一個人の此世に出づると假定せよ、其人は必ず自己の生存を保持

せんと欲するならん、其生存を保持せんと欲せば必ず之れが幸福を求むるならん、之れが幸福を求めんと欲せば必ず其の幸福を求むるに就て最も障碍の少ない手段に頼るべし、之と全く同く荷も一國社會を組織する人類は必ず其の已れ等が組織したる社會の生存を保持せんと欲するや又疑を容れず、既に其社會の生存を保持せんと欲するか、必ず之れが幸福を求めざる可からず、之れが幸福を求めんと欲するか、復た必ず其社會を生存するに障碍の最も少ない道に頼て之を求む可し、然り而して其障碍の最も少ない道とは何ぞや、人民の自由平等即ち是なり、若し夫れ人類に自由平等なる者無かりせば、社會の生存幸福を得るの際に於て常に障碍の起ること多かるべし、試に思へ、一人の力を以て多數人民の生存幸福を圖ると、多數人民の力に任せて其の生存幸福を圖らしむるとは其の困難孰れか多く孰れか少ない、而して又其の生存幸福を圖るには、其の人民をして自由に活動せしむると、之を束縛牽制するとは孰れか果して障碍の大なるやは敢て識者を俟たざるべし、是故に太古野蠻人民の有様を視るに各人皆武器を携へて自己の生存を圖る如き、殊に鄰女子に至る迄各武器を携帯せしめたるが如き

は、既に各人各個に自由を有して十分に活動せしむるの便を知るが故に非ずして何ぞや、且つ又敵人と戦ひ敵手の寶玉家財を奪ひしとき平等に之を分配したるが如き、土地を共有して生活するが如き、要するに皆是れ自由平等の主義に基くより起りたる者と謂はざる可らず、然り而して余が所謂自然法とは則ち此れ是の謂にして、又此の自然法に従て請求すべき權利を自然の權利と云ふなり、故に曰く、其の人類が自然の權利を求むるは則ち平等自由を求むるが爲めなり、其の平等自由を求むるは則ち人類の生存に障碍のなき道を求むるが爲めなり、其の人類の生存を求むるは則ち人類の幸福を求むるが爲めなり、其の人類の幸福を求むるは則ち人生の目的を達せんが爲めなり、其の人生の目的を達せんと欲するは則ち自然力の變化を全うせんと欲するが爲めなり、其の自然力の變化を全うせんと欲するは則ち不消滅なる自然力の作用に従ふものなり、左ればこそ此の自然法より生ずる權利は人爲の製作にあらずして天賦人權なりと謂ふべし、何ぞ之を稱して聲氣樓と謂ふを得んや、

話を爲す者あり、曰く「古來世界の有様を視るに人類の性質は常に其の生活をなすに平易なる地を選ばざる者の如し、例へば野蠻人の相闘争して敗走するや、其の生計に障碍の少ない方に向うて進行せずして却て自ら困難の地に陥るが如き、又野蠻人の群居して生活を爲すや、常に相搏噬して互に其の生存を害するが如きは、是れ人類の天性は決して生存に障碍の少ない地を求むる者に非ざるの一證ならずや、此の如き例は古來内外の史乘に其跡を絶たざるなり、然るに之れに反對して、人間は自然に生存を全うせんとするの性質を有すとは抑も何ぞや」と、噫是れ亦粗漏の見解と謂ふべし、夫れ草木と人類との生存を求むる有様を比較して之を辯明せんに、草木は生存を求むるの性質を有すれども利害を判斷する判斷力を有せざるを以て、單に其本性に従ひ必ず其生育に障碍のなき地に就くものなり、而して人類も其生存を求むるの性質を有することは、恰も草木と一般なりと雖も、然れども人類は獨り自己の生存の利害を判斷する腦力を有するが故に、往々其判斷を誤り障碍多き道に就くことありと雖も、始めより雖然として其自己の進行する道に於て障碍多くして且つ其の生命に害あるを知らば、誰

か故さらに進んで危険なる障礙の地に陥る者あらんや、又野蠻人の群居して鬭争するが如きも、若し其の野蠻人にして始めより搏噬ある障礙の道よりも他に平易なる生活の道あるを判知せば、何ぞ喜んで此くの如き危道を進行することと爲さんや、然らば則ち障礙多き道を避けて障礙なき道に就くは實に人類の本性なりと謂はざるべけんや、而して古來野蠻人民が屢く危険の地に陥るが如きは、之れを要するに畢竟此等人民には智識研究の乏きより其の自己の判斷を誤り遂に困難なる道を以て却て平易なる道なりと信ずるに出づるものなり、何ぞ之を以て人生の障礙寡少なる地に向ふは其の本性に非ざと云ふを得んや、故に人類の生存を求むるの道に於て其の障礙最も寡少の方向を選ぶは人類自然の道理にして、亦た人間此の世に生存せんと欲せば、必ず此の道に由らざる可らざる者とす、苟も人類にして此の道に由らずして困難の地に陥らざるものあることなし、障礙の寡き道を求むるは則ち人類の生存を全うする所以にして、障礙の多き道を求むるは則ち生存を害する所以なり、是れ即ち所謂天地自然の一大定規なり、

故に野蠻人の通行する際に於て或は障礙多き

地に陥り、或は群居して搏噬するを以て常とせば、人類は漸次に減少して遂に滅絶するに至るべし、良しや假令滅絶に至らざるも、野蠻の陋習を蠲脱して開明の天地に進歩する能はざるや復た言を俟たず、然るに著者は古來野蠻一二の例を擧げて人類に天賦の權あるの證據なしと妄斷を下したるは輕躁も亦甚だしからずや、余は既に前段に於て古來野蠻人と雖も平等自由を愛慕尊崇したる實跡を繰述せり、苟も一步を譲り古來の野蠻人民は悉く著者の説の如くなりとするも、平等自由を求めずして互に相搏噬せしに止まれば、何を以て今日の如く億萬の人類を繁殖して開明の天地に達したるか、今日を社會は人類が自然に其の生存に障礙の多きを避けて其の寡き者を選び、而して自由平等を求むるより發生したる結果と謂はざる可らざるなり、之を要するに、著者の如きは唯に古來の人類が其の生存を求めんが爲めに偶ま過て進行したる事蹟と正に人類の進行すべき道とを混同し、其の進行したる道を擧げて他に進行すべき道なしと推測するに過ぎざるなり、之を詳言すれば、野蠻人が走馳するに當り誤りて障礙の多き道に就て危害を蒙りたる者の例を以て、他に人類の通行すべき障礙の寡き道なしと斷

言し、人類が互に相搏噬して其の同類を減少したるの事實を擧げて、他に開明に進歩せんが爲め求むべき道は絶て無しとするに異ならず、是れ皆人間の生存幸福を求むるに於て必ず遵奉すべき天地自然の一大定規あるを知らざるに坐するのみ、噫自ら社會の事理を解せずして妄りに天賦人權は虚氣樓の如し抔と斷言するは又迂闊の論者に非ずや、

天賦人權主義の自然に出生せしことは余が既に前章に於て辯明したるが如し、然れば今日の世に於て天賦人權説を主張するは固より悖むべきに非らず、然るに著者は頗る之を怪しみ、其の第十九條に於て痛く歐洲今日の天賦人權説を主張せし學士を誹毀したれども、是れ著者の妄測以て誹毀したるに過ぎざれば、余は深く之を咎むるを止め、直に第二十條に移り以て著者が議論を一評する所あらんとす、今其の大意を擧げんに、曰く余も從來天賦人權主義に心酔せしかば、曩に眞政大意國體新論等を著りて其中に大に此主義を主張せしかども、近日始めて進化主義の實理を信ぜし以來、頗る天賦人權の實存に疑を生ぜしかば、諸氏の書に就て天賦人權主義を駁撃せし説はあらざるやと穿鑿せしも未だ一の駁撃あるを見出す能はざりき、然れ

ども余が駁説の稍と條理あるを覺えしかば、明治十二年十一月、東京愛宕下、青松寺に開きし講談會、並に十三年三月七日東京、東兩國中村樓に開きし講談會に於て始めて天賦人權論を駁すといへる講題にて所見を演じたり、然るに同年五月の頃なりけん、加爾尼氏が著せる道徳と進化主義の關係を論せる書を読み、余が所見の偶々一碩學の主義と暗合せしを知り、果して駁説の誤らざるを悟り、其の歡喜奮ふるに物なく、殆ど雀躍の思をなし云々と、此一條讀むときは著者が今日唱道せる人權新説なる者は誠に昨今の發明に係れる者たるを知るに足るなり、何となれば著者も自ら明言する如く、明治十三年頃迄は全く天賦人權主義に心酔し、漸く十三年の五月頃に至り二三の書を見て始めて此の進化主義を發明したる者なればなり、夫れ學者の天賦人權説に反對せし者從來少しとなさず、ベンサム氏オースチン氏の如きは既に實利主義を以て盧騷氏等の説に反對せるに非ずや、又アイーリング氏の權利競争論の如きも其の出版既に十五年の以前に在り、現に米國に於て此書を翻譯したるより今日に至ては最早十二年の久しきに至れり、然れば著者が明治十三年の五月頃に至りて始めて進化主義の書を見るを

得たりとは少しく學者に不似合なるならんか、然れども蘧伯玉は六十にして五十九年の非を悟り、陶淵明は歸去來の賦を作り昨非を悟りて今是を知りたれば、亦以て著者が過ちを改むるに吝ならざるを賞すべし、然れども僅に一二の歐洲人の書を読み其論の持説と暗合せしと云ふを以て歡天雀躍の思ひあり抔とは余が甚だ怪しむ所なり、何となれば假令白哲人種の智識は進歩せりと云へ、神ならぬ人間なれば實に千種萬様に、賢も有り不肖も有り、君子も有り小人も有り、強盜も有り窃盜も有るならん、去れば歐洲人とても色々の説を唱へ容易に信ずべからず、然らば何ぞ一二歐洲人の説に暗合せしとて歡喜雀躍するに足らんや、著者の此言や亦輕躁の至りと謂ふべし、余は既に著者が議論の第一章の論駁は茲に其の全局をを結べり、請ふ是れより進んで第二章を辯駁すべし、著者が人權新説第二章は權利の始生及び進歩を論ずと云ふ題にて、人間の權利は邦國なる者立て始めて生ずることを説きたるもの、如し今其の大意を擧ぐれば、曰く凡そ吾人の權利なるものは先づ如何なる原因より始めて生じ、而して如何なる理由を以て漸く進歩したるやを論究せんに、凡そ權利なるものは吾人

が始めて稍と鞏固なる社會を成すに至りし時、即ち邦國の體裁稍と立ちたる時に於て共に生じたりとなせる者にして、蓋し最も確實なる説と思はる云々と述べ、次に「邦國の體裁なるものは固より一朝俄然として生ずるに非ずして漸々徐々に起りしものなれば、人民の權利に至りても亦一朝俄然として生ぜず、蓋し戰爭若くは已むを得ざる原因より衆多の協力同心を要する場合の生ずるに際し、最大優者が其の權力を用ひて漸く諸親族諸部落を合して稍と鞏固なる社會を設け、遂に邦國の體裁を立つるに至りしなるべしと思はる云々と説き、而してこれが引證には、第一には「太古一家眷中にありて兄弟姉妹が互に爭訟を生ずるに方り、家父が其權力を以て曲直を判じ、曲は其罪を誣責し直は將來を諭戒し、以て其爭訟を止めたるが如きは即ち兄弟姉妹を保護し、互に凌辱妨礙を受けざらしむるの道なれば、兄弟姉妹は既に稍と自己の權利を有する者と云ふも或は可ならん歟」云々と家政の有様を述べ、第二は「野蠻社會に於て酋長の權力假令微弱なるも、稀れには其部衆の小爭を制止するを得しこともあるべければ、是亦其部衆は既に稍と酋長の保護を受け、幾分か自己の性命の權利財産の權利

等を有して妄に他人の爲に凌辱妨碍せらるるの害を免れたりと云ふも可ならん云々と野蠻社會の情態を説きたり、而て終りに「イーリング氏の權利競争論に於て、凡そ權利は競争に因て進歩する所以を論じ、即ち人民が己者の保護に由て權利を得るも、人民が能く之れを保有して妄に他の爲めに毀損妨碍せらるるを防禦し、并に其の足らざるものは更に之れを得有せんと欲する氣力と、共に此の權利を保有若くは得有するに耐ふべき知識なる可らず」云々との引證を以て之れが結論を爲せり、以上掲ぐる所は之れを要するに、法律上の權利にして著者が所謂天賦の權利に非ず、抑も天賦の權利なる者は余が既に前章に述べたるが如く實に天地自然に生ずる者にして、權力の大小時世の異同に由て生ずる者に非ざるなり、故に卷首に論じたる如く、古今の法律家は法律上に二問題あることを説けり、其の二問題とは何ぞや、曰く其の一は法律とは何であるかと云ふ問題即ち是れなり、凡そ法律なるものは主治者有て始めて生ずる者なり、故に國に主治者なる者有て之を施行するときは、假令如何なる壓制束縛の命令なりとも悉く稱して之を法律と云ふ、例へば昔日一枚を折る者は一指を斬ると云ふが如きに

ても、一國人民に必ず之れを守れと命じたる以上は則ち其國の法律なり、而して又其の一は法律は如何にあるべき筈のものかの問題即ち是れなり、法律なる者は元來人民の幸福を大にするを以て目的と爲すべき者なれば、可成の人民の生活に障碍なき様、可成の人民の生存を全うせしむる様に制定すべき筈なり、例へば智識を發達するに必要な書籍は何人も之を讀み得るの自由を許し、生活に有用なる品物は何人も之を製作し得るの自由を保護するが如きものを云ふなり、之れを要するに、一は古來より存在し來りたる法律の有様にして、一は自然法に基きて生じ來たるべきものなり、即ちイーリング氏の如きは古來より人類の相競争して其の權利を請求したるに由り法律上の權利の伸暢せしことを説きしものなり、然れども其の法律上の權利の基くべき基礎は即ち人民の幸福を求むるの自然法に非ずして何ぞや、然るに著者の如きは之れを辨せず、イーリング氏が主張したる者を以て、人間の權利は邦國立て始めて生じ、而して邦國未だ成立せざる以前は人類に於て生れながらにして天然の權利なきが如くに思惟せしは、蓋し法律は何であるか、法律は如何に有るべき筈なるかと云ふ此の二のつ

者を混同したるの過ちに原因するものと謂はざるを得ざるなり、凡そ他人の著書を引證せんと欲せば宜しく其の起る所以と其の著書の目的とを説かざるべからず、若し之れを説かずして漫然之を引證せば全く其書の本意と相撞着することあるべし、故に余は茲にイーリング氏が説の起りし所以を擧げ、著者が議論の誤謬を正すべし、千六七百年代に當りて歐洲各國にて壓制束縛の政治大に行はれ、現に那勃列翁一世の如きは佛國古來の習慣人情を顧みず、僅々の時日を期して世の所謂六法なる者を編制したり、此くの如きは獨り那勃列翁の政府に止まらずして日耳曼の立法官の中にも大に此の主義の流行して殆ど立法を以て人民自然の性質を變改し得るものゝ如くに思惟したりき、故を以て千八百八年頃に至り、サビーニなる者起り大に之に反對の説を爲したり、今其の大意を擧ぐれば「元來法律なる者は天地自然に生じたる習慣より起る者にして、立法官が人爲を以て之を破壊せんと欲するも到底行はれざるものなり、何となれば元來法律は各個人民の間に生るゝ自の習慣なる者が形を變じて類はるる者なれば、假令立法官が人力を以て強ひて之れを變更せ

んとするも、徒勞徒勞に屬するのみならず、間
ま却て國家に弊害を與ふるに至るべし、故に都
ての法律は自然の發生に任せて可なり」と云ふ
が如き説を講じ、其の門人ヒウター氏も復た此
の主義を主張し、之れが爲めに更に一種の弊害
を惹起し、後世人民は恰も無爲自然にして其
の權利も伸暢し其の法律も改良するものと思
惟する者あるに至れり、是に於てカイリング
氏は復た此弊害を矯正せんが爲め起て生存競
争に非ざれば以て權利を伸暢す可らざることを
唱道せり、今其の其大意を舉ぐれば、『茲に甲
乙二人有らんに、甲一人のみ自己の權利を主張
し、乙は毫も之れと相競争せざれば、乙は遂に
甲の奴隸たるに至らん、又茲に丙丁二人有らん
に、丙一國のみ常に自國の權利を主張し、丁は
曾て丙と相競争して自國の權利を保護せざれ
ば、丁は遂に丙の屬國たるに至らん、一國政府
と人民との關係に於ても亦此くの如く、政府獨
り大權を握りて政治を執る時に當り、人民は毫
も之れと相競争せざれば決して權利の伸暢を
求むべからず、宜しく奮て之れを伸暢す可し、
而して之を爲すには十分に權力を養成す可し、
然らずんば決して十分の目的を達する能はざる
なり』云々と大に生存競争の利益を説けり、蓋

し是れ當時日耳曼官民一般の氣風は殆んど自
然にして其權利の成長する者なりとの思想を懷
き、敢て生存競争して自己權利の伸暢するの
思想なき者あるに至れるが爲めに此論を吐きた
るなり、然らば則ちイーリング氏の主張する
所の説は、列國相互の權利は列國相互に競争
して之れを伸暢し、各人相互の權利は各人相互
に競争して之れを伸暢し、政府と人民とに關係す
る權利は政府人民互に相競争して之れを伸暢す
べき者なることを論じたるを知る可し、則ち此
理に據て推論せば、何れの邦國の人民と雖も進
んで其の政府と競争するは則ち天地の公道な
る自然法に従ひ、以て其の自己の權利を伸暢
する者に非ざりて何ぞや、
既に余が前章に述べたるが如く、新説第二章の意
を推衍するときは、我邦の人民は益々相競争し
て其の權利を伸暢せざる可らざる者なり、蓋し
天地の公道なる自然の定規に基き生存競争の
手段に訴へ各人進んで自己の幸福を求むるは天
人俱に許す所なり、故に今日我邦に於て再び
イーリング氏を生せしむるも、亦必ず自然の定
規に基き人民相互に生存競争して其の權利を
伸暢すべき者なることを唱道するや、疑なし、
然るに著者は曾て其の第二章に於てイーリング

氏の權利競争論を引證して生存競争の大義を
説き、其論旨を推究するは恰も方今我邦の人民
をして開明の天地に向はしむるの有様ありて頗
る我々の愛情を惹起せしが、本章に至り始め
の生存競争の説は一向に忘失せる如く、俄に
變轉して痛く我邦人民が進んで其の權利を伸
暢することを非難し、大に此の生存競争の主義
を抑制せんと欲するは其の狀恰も巧手老練なる
俳優が早替りを爲し、最初には婀娜たる紅梅の
蕾を開かんとするの處女となり、其場を一轉す
れば忽ち變じて奸佞邪智の老猾と爲り姦惡を
極め看者をして其面に唾せんと欲せしむるの有
様あり、亦巧妙の早替りと謂ふべし、請ふ試
に著者が第三章に於て如何なる言を述べしかを
示さん、其の第三章は權利の進歩を謀るに就て
要すべき注意を論ずと云ふ題にて、之が要領を
舉ぐれば、其の誤謬は一にして足らざれども、余
は先づ其の大體を摘示し、一謬毎に序を遂うて
之を掃破すべし、曰く『人間の權利の進歩を謀
るに就ては大に注意せざる可らざるものあり、
決して輕忽にする能はず、邦の開否文野若くは
其の民情風俗の異同に由て進歩を謀るの術も
亦異同なくんばあらず、例へば英國が印度及び
濠洲、太利等の藩屬地に本國と同じき法律を施行

し、其の人民に本國人と均しき權利を許さざるは必ずしも其の藩屬人民を壓制するにあらず云々と、著者が實際を知らざるは深く怪むにも足らざれども、印度と濠洲太利を混同するに至ては亦頗る笑止なれ、

抑も英國が藩屬地に對する政策に三種の別あり、第一に官屬植民地にして、此種の屬地に於て英王は立法の全權を有し其行政官吏は凡て英國内務省に於て統轄す、第二を代議政體の植民地とし、此地に於て内務省は猶ほ行政官吏を統轄すと雖も、然れども立法に對し英王は唯だ否權を有するのみ、又第三は責任政府の植民地にして、爰には英王唯だ立法に就て否權のみを有し、而して内務省は唯だ其省より派する所の代理員を管轄するの外復た他の行政官吏の上に統轄權を有することなし、夫れ英國が其屬領地に對する政策に此くの如き區別あり、而して其印度に對するの政策は此第一種に屬するものにして、其立法行政の兩權とも總て英國政府の手中にあれども、然れども濠洲に至ては然らず、濠洲は右の内第三種に屬するものにして、其内治に關する立法權行政權の如きは概ね濠洲人民の自治に任し、英政府は敢て之に干渉せざるなり、然らば則ち内治に關する立法

の權行政の權の如き概ね濠洲人民の自治に任せて英政府は敢て之に干渉せざる也、然らば之を以て印度人民の十八年末滿に至らざる前に英國に來て精密なる試験を経ざれば官吏たるを得ず、又武官たるも上長官たるを得ず、又輸入税の苛重なるより廣大なる器械を据ゑて十分に製絲の營業をなし能はざるの事情に陥らしむる者と同一に論す可らざる也、加之、英國の印度人民を壓制する此くの如く甚きを以て、印度人民は大に英國政府を怨恨し、若し一朝機會の乘ずべきあらば直に反旗を翻して英國政府に抗拒せんとするの兆候有り、現に余が英國に在りしときは、印度人の話を聞くに、若し一朝英露の間に干戈を興すの時あらば、印度人民は其本國なる英國を助けずして却て露國に應援すべしと云へり、故に英國政府が其本國と區別して印度人をして代議士を出さしめざるが如き、且つ文武官たるの自由を與へざるが如き、是れ則ち英國が印度を壓制するの手段より出でたる者にして、何ぞ自然の道理に適合せし者と云ふを得んや、之を要するに、著者の如きは英國の印度に對するの政略は果して如何なる者か、印度人民は爲めに如何なる感想を懷き居るか、濠洲太利と印度とは如何なる差異あるかを知らざ

るにより、遂に此くの如き謬論を爲すに至りしなり、此れを是れ察せず、徒に臆測妄斷を以て英國が印度に對するの處置は壓制に非ず抑と喋々するは、自ら世人の笑を招く者に非ずして何ぞや、

更に其の臆測妄斷の甚しき者を舉ぐれば、曰く「東洋各國と歐洲各國とは大に開否文野の等差民情風習の殊別あれば、歐洲各國の安全幸福を進むるに足るべき法律權利は未だ以て東洋人民の安全幸福を進むるに適應せざるなり、故に當路者若くは學士論者に至りては決して此事を輕忽に看過すべからざるは勿論なり、然るに彼妄想論者なる天賦人權者流は只管人民の權利の強大なるを天理に合するものと誤認するより、邦國の開否文野及び民情風習の如何をも察せずして只管人民の權利の擴張をのみ謀らんと欲す、歐米人民が數十百の星霜を積み漸次に得有せる諸權利を舉げて一朝にして之を東洋に移さんと欲するは、今日我邦の妄想論者が本旨とする所なり」云々と、亦粗漏千萬の議論と謂ふべし、我邦現時人民の智識の開達長成せしことは既に余が前にも述ぶるが如く、決して歐洲中古の人民に譲る所あらざるなり、回顧すれば歐洲各國が立憲の制度を創始せしより茲に數百

年の久しきに互れり、現に英國の約翰王が「マ
グナカルタ」に調印せし時の如きも今日より之
を視れば既に六百七十一年の以前に在り、其他
佛獨蘭等の諸國に至ては蓋し少くも二百年を
下らざるべし、然らば則ち我邦の人民が歐洲中
古の人民の創始したる者を今日に創立せんと欲
するに於て何の不可なる所あらんや、試に一
歩を譲り、我邦現時人民の智識は未だ以て歐洲
中古の人民の智識に達せざる者とするも、自然
の道理に從て生存競争して以て其の權利を
伸暢せんと欲するは所謂進化主義に適合する者
なり、著者の如きは是に此の進化主義を主張す
る者にして、却て之を排斥せんと欲するは抑
も亦何の心ぞや、且夫れ今日民間に在て有志と
稱せらるる者は從來皆立憲政體を創設せんとす
るの輿論を養成せんとせし者なり、有志者既に
輿論を養成して輿論既に國會の開設を望むに至
れり、何ぞ之れを日して急躁なりと爲すを得ん
や、彼の外國の法律を直譯して直に之を我邦
に實行せんと欲する如き急躁者は蓋し他に之れ
あらん、著者自ら同舟の社會を看られよ、
更に一步を進め之を論究せんに、進化の上に進
化を重ねて事物の便利を謀るは即ち進化主義に
從ふものなり、夫れ上等動物の進化は下等動

物の進化に比すれば、其の順序は頗る簡單に
して且直接なり、看よ下等動物の胎子に於ては
五體既に具するも腦髓を有せず、左れども上等
動物の胎子に於ては形體未だ具はらざるに蚤く
既に腦髓を具し、將に思想を發動せんとするの
用意を爲すの有様あり、人間社會に於ても亦然
り、上等社會の棲息する國に於ては形體より
先に腦髓を具するを以て常とす、例へば米國の
如き未だ人の住居せざる漠々たる曠原に於て
早く既に鐵道を布設し、人家寥々たる山村に於
ても郵便局あり、旅館屋あり、禮拜堂あり、
又始めて蒸汽車を製造せし時に於ては種々の
失錯をなし様々の困難を経て漸く製造したる
者なればとて、今日の人民が之を製造するには
敢て昔日之を製造せし時の如く失錯と困難とを
重ねざる可らずと云ふの理あらんや、政體上
より之を論ずるも亦然り、既に開進したる人民
が新に外國より一種の政體を移さんと欲する時
は、始め外國人が其の政體を創始する時に於て
爲したる順序を一々襲踏するを要せざる也、然
るに著者の如きは歐洲に於て立憲政體は數百
年の星霜を経て始めて成りし者なれば、國會を
開いて立憲政體を創設するには亦同じく之れと
同様の順序を踏まざる可らずと云ふが如き議

論を爲すは、何ぞ其の進化主義の眞理を知らざ
るの甚しきや、若し其れ古來の經驗と同一の
順序を蹈むべしとせば、我邦にして國會を開
くも亦英佛の如き慘憺たる修羅場を演出せざる
可らざるの條理なり、著者は我が社會の爲め將
た我が皇室の爲めに此くの如き不祥なる事あ
るを希望するか、
著者が妄想臆斷の言語を吐露して自ら己れの粗
忽を示すは今更事新らしく尤むるに足らざれど
も、其の附會の説を放つて世人を瞞着せんと
するが如き者あるに至ては決して之を放過すべ
からざるなり、著者は其の第三十二條に於て私
權と公權との區別を立てて曰く、「人民の私權
利に至りては素と各個人の一身上に止まるもの
なれば、其の擴張或は少く急激に過ぐるこ
とあるも其害甚だ大ならざるべしと雖も、特
に参政權利の如きに至りては、其の許與の方法
纔に急激なるも忽ち社會の盛衰興亡に關する
こと甚だ大なれば、其の注意最も周密鄭重
ならざる可らず」云々と、夫れ古今法律を説
く者往々私權と公權との區別を爲すを以て常と
す、抑も私權と公權との區別は前に引證する
所の羅馬律にあるものにして、羅馬律には之を
區別して公法私法とす、而して

公法は羅馬政府の關する所にして宗教及び國政を支配し、私法は一個人の利害に關し一個人の權利義務を定むる者とすとあり、而して英國の法律家も亦之に倣ひ私權の部には身體の權、財産の權及び一家族中に於て行はるる權を掲て、公權の中には國政宗教及び社會の經濟等を收めたり、然れども是れ唯だ文字上に於て其名を異にする者にして、實地學術上より之を推論するときは殆ど之が區別を爲す能はざるが如し、凡そ人類の社會を爲すや一人一個より集合して始めて一社會と成りたるもの也、故に學術の上より視れば、一人一個に關する彼の私權利なる者も遂に相集合して一體となるるときは則ち公權なる者の起るに非ずや、然れば公權の本源は則ち私權にして、私權の合體せし者は則ち公權なりと謂ふ可し、果して然らば人民各自が互に私權を伸暢して法律となし、以て之を社會に實行するに至れば則ち公權の上にも影響を及ぼすに至るものなり、去れば私權と云ひ公權と云ひ、唯文字上に於て異名を顯はすのみにて其實決して之が區別を立つる能はざるものとす、然るに著者の如きは故さらに之れが區別を立て、私權利の擴張は急激にするも害無く、參政權は其許與の方法緩に急激なる

も忽ち社會の盛衰興亡に關する杯と云ふは抑も如何なる基礎に由て之れが區別を爲したるか、刑法民法等に於て十分に身體の權利財産の權利を鞏固全安にせんとせば、必ず國憲上に於て之を明記せざる可らず、若し憲法にして之を明記せざるときは人民の私權利は全く其功を失ひ、遂に身體財産の安全を鞏固ならしむる能はざるなり、然らば則ち私權と公權とは固より精密に其區別を立つる能はざる者にして、私權の擴張を可とせば亦之と同時に公權を擴張せざる可らざるもの也、此を是れ顧みず一方を急にするも一方を緩にせよと云ふ、亦奇怪なる言語に非ずや、著者は參政權の安りに伸暢すべからざるを説き、遂に現今社會に普通選舉を主張すること排斥したり、其の大意を舉ぐれば、『元來議員は才能ある者を要する者なれども、彼の天賦人權主義の妄想論者は、只管公平の道をのみ求めんと欲して普通選舉法を立て、以て一般人民をして議員を選舉せしむる術を用ひんと欲すれども、是れ才能ある議員を選舉せしむるの道に反するものなり』云々と、議員選舉法に就ては世間種々の議論あり、然れども進化主義の上より論すれば決して此の普通選舉論者を排斥すべ

からず、何となれば人類が生存競争して以て自己の幸福を求むることは正に天理上に於て公認する所なり、則ち國民多數の人々をして自由に生存競争し、平和の手段に據て優勝劣敗をなさしむるは即ち普通選舉にして、彼の多額の財産を以て制限を立て、國民の多數をして之が競争をなさしめざるが如きは、決して生存競争な、進化主義に適合したるものと云ふ可らざるなり、然らば則ち著者の議論の如き第一章第二章に於ては頻りに生存競争の利益を説きながら、本章に於ては却て普通選舉を非難す、何ぞ其自家撞着の甚しきや、且つ著者は『國會議員は才能あるを要す、才能ある議員を選ぶには才能ある選舉人を要す』云々と頻りに喋々すれども、是れ亦實際を知らざるに出づ、何となれば世間如何に普通選舉を好む者と雖も、婦人小兒の如き瘋癲白癡の如き、其他尋常一般の感覺なき者は之を除くならん、既に此等の徒を除き通常一般の人を以て國會議員を選ぶとせば、縱令普通選舉を許すと雖も何ぞ深く其の弊害を憂ふるに足らんや、況んや國會議員たるものは獨り智識才能のみに非ずして、亦方正實直を要するに於てをや、若し夫れ國會議員は單に智識才能をのみこれ要すとせば、國會は一奸雄の爲めに

不良を遺するの器械となるも亦保す可らず、故に議院を以て正直にして且つ民望有る者の淵藪たらしむるには、敢て故らに智識才能ある選舉人を要せざるなり、之れを要するに、英國にて議員選舉の財産制限に於て僅に十二磅に過ぎざるは、非常の智識才能を備ふる者を要せざるの爲めならん、何となれば若し英國國會にして非常の智識を備ふる選舉人を要とせば、猶一層の高度の制限を置くべきや敢て疑を容れざる所なり、更に其第三十四條を視れば、曰く「保守と漸進とは社會邦國を興すの道なり、急進と守舊とは社會邦國を倒すの術なり、我邦今日の民權者流の如き、其論する所其説く所を視るに概して急進をのみ是れ喜び、我邦をして未だ曾て歐米にも見る能はざる所の理論社會たらしめん」と欲するものなり、因て余は此輩に社會の遺傳變化の實理を知らざる妄想論者の稱を與へざるを得ざるなり云々と、噫妄斷も此に至つて極まれりと謂ふべし、夫れ天下の事物は必ず定數有つて變轉するものなり、故に其の盛なりや定數有り、其の衰ふるや亦定數有り、治亂盛衰興亡の事跡に就て細かに之が原因を尋ねば必ず一定の自然法規に基かざるは無し、何を以て之

を云ふ、曰く余が前にも述ぶるが如く、人類は皆生活せんとするの天性を有するが故に、苟も其生活に妨害なる者の出づる有らば必ず之を排除せんとする反對者生ず、是れと同じく一方に於て非常なる守舊黨あり、其の勢力を逞うして改進黨の進路を遮斷せんと企つことあれば、之に反對する改進黨の黨派は益々相抵抗して其進路を急にし、或は爲めに意外の變を來すことあるなり、若し之に反して一方に改進黨の主義を執るの黨派あるも、一方に於て強ひて之を抑制せざれば其の改進黨派は亦從つて徐々と運行すべし、之を要するに過激の民權黨の興るは守舊の黨派あつて之れが進路を妨害するに基く者多しとす、夫れ因有て而して果を生ず、其果に就いて其因を尋ねれば、今日社會言論の急激なる者は獨り世の民權家を罪すべからざるが如し、著者にして虚心平氣以て内に自ら反省せば蓋し思ひ其半に過ぎん、且つ著者は最後に於て、英國にて共和政治を羨慕するの徒も、太子が大患に罹りしとき名刺を王宮に呈して其の快癒の一日も遅ならんことを祈るの赤心を表したり、以て英國人民が愛國の心情最も深厚にして容易に過激主義の爲めに動かされざるのみならず、更に能く之を

制するの力あるを證するに足れり、我邦の過激民權者流須く猛省すべしと斷言して其の議論の結局と爲したり、以て著者が徹頭徹尾誤謬の意見を懷き内外の事實を觀察するの識力なきを證するに足れり、凡そ同情相憐むは古今人情の常なり、語に曰く「冤死して狐悲む」と異類猶然り、況や人間に於てをや、故に苟も同類の疾病憂害に陷るを聞けば誰か之が爲めに惻隱の心を起さざる者あらんや、殊に一國首宰の地を占め玉ふ國王太子が危險の疾病に罹る時に於て、如何なる主義を執る者と雖も名刺を投じて快癒を祈るは普通の人情のみ、之を以て英國人民が愛國の心情に厚きを證せんとするは豈に笑止の至りに非ずや、今日我が邦人の熱心して憲法を設け國會を開かんとするは、即ち上は帝室の尊榮を全うし下は人民の幸福を圖り、百年の久しき奸雄梟將をして毒を社會に流さざらしめんとするの誠心に出づるに外ならざる也、然れば萬々一我邦に於て英國太子の事件の如きあらば世の民權家は皆之が爲め仰いで上天に祈禱するならん、豈に英國共和黨の所爲の如きに止まらんや、曩に余の英京に在りし際實地に就て其國の有様を觀察するに、其の王家に對する心情の如きは決して我邦今日の人民が我が

帝室を尊崇するの比に非ざるなり、現に英國下流の新聞紙が屢々女帝の醜行を公布する一事を以て之を知るに足るべし、此くの如き人民を引用して却て忠厚なる我邦人民を規諒せんとするは抑も亦何等の謙語ぞや、抑も我邦人民は今日に在て實に、帝室を尊崇するの心情に厚き、英國人民と同日にして語るべきに非ず、然れども若し政府にして著者の如き無稽の説を信用し強ひて人力を以て人類自然の競争を妨害せば、此の忠厚なる人民中に於て如何なる心情を懷く者を生出す可きや未だ知る可らざるなり、著者須らく自ら猛省する所あれ、斯くの如く論じ來れば、著者の人權新説の謬點は昭々として明かなりとす、然れども余は猶世人の注意を惹起さんが爲め、茲に余が議論の重要な要點を列序し、且つ著者が議論の重要な謬源を摘示すべし、

第一 進化主義に従へば妄想も確説の基礎となる者にして、必ずしも有害に非ざることを、

第二 天賦人權主義を唱道したる鼻祖は紀元後のカルヒヤン氏に非ずして、紀元前のゼノ氏の説に基くこと、

第三 性法學派の起原は西曆千五百年比の聖路志氏哈比氏等に非ずして、紀元二百二十八年頃

に於て既に羅馬に行はれしこと、

第四 佛國の革命は人類自然の競争を抑壓せしより起りしこと、

第五 優勝劣敗中に、良正の者と不良正の者とを區別するの根本明瞭ならざること、

第六 生存競争は邦國の種類と時代の異同を以て區別すべからず、故に歐洲中古人民の生存競争を以て可とせば、我邦今日人民の生存競争を以て不可とすべからざること、

第七 我邦現時人民の智識は概して歐洲中古の人民の智識に比較するも、將た我が今日の官吏に比較するも敢て劣る所有らざること、

第八 天賦人權主義は宇宙の萬物と共に不消不滅の自然力より生じたることを、

第九 著者の引證したるイーリング氏の説に據れば、我邦人民は益々進んで其權利を伸暢すべきものなること、

第十 新説第二章の意は生存競争して其權利を伸暢すべきに、第三章に至ては却て之れを抑制せんとして前後相撞着すること、

以上は余が議論の重要な要點を擧げし者なり、而して著者が議論の謬妄を指摘すれば、一に足らずと雖も、其重要な謬源を擧ぐれば左の如し、

第一 學者が議論を爲すに方り最も探究すべき原因を極めずして輕忽に議論を起せしこと

第二 歐羅巴諸國の實際の有様に迂闊なること

第三 我邦今日の實際の有様を知らざること、

第四 天賦人權主義は必ず進化主義に反對せるものと思惟せしこと、

右の條歟に就て此書の要領を示し、著者をして自ら信する所の怪僻なるを省悟せしむるに足るべきと信するなり、抑も著者は一個の書生にも非ず、邇世の隱者にも非ず、又尋常鄙陋の俗吏にも非ず、世人も認めて通觀達識の學者と爲す所の人にして、現に 天皇陛下の特選を以て大學總理の重職に居れり、然るに自ら意見を天下に公布するに及び考證を失ひ事實を誤り、其論する所は一として荒唐附會ならざる無し、而して世の起つて之を駁撃する者も亦擇んで精しからず、語つて審かならざるの憾みなき能はず、是れ余が之を默々に付すること能はずして、敢て一言するの已む可らざる所以なり、聞く著者は嚮きに眞政大意、國體新論なる書を著し之を世に公示せしが、何故か後進を誤るることありとて之を絶版し、代つて世に出だせし者は此の人權新説なり、然れども其の眞正に後進を誤まるは其の前の者に多きか、其の後

なる者に多きか、著者にして自ら良心の發動するに逢ひ再び此書を絶版して過ちを天下に謝するは、蓋し遠きに非ざるべし、余は刮目して之を待つのみ、